

令和 8 年度農作物有害動植物発生予察情報

注 意 報 第 2 号

令和 8 年 7 月 27 日
山形県病虫害防除所

- 1 病虫害名 いね 斑点米カメムシ類
(アカスジカスミカメ：写真 1、アカヒゲホソミドリカスミカメ：写真 2)
- 2 対象地域 県下全域
- 3 発 生 量 多い
- 4 注意報発表の根拠
 - ア. 巡回調査（7 月 21、22 日）で実施した畦畔・農道等におけるすくい取り調査（調査地点数：41 か所）の結果、斑点米カメムシ類の発生確認地点率は 98%（平成：85%）と高く、平均すくい取り虫数は 72.9 頭（平成：27.7 頭）と多い（図 1、2）。特に、アカヒゲホソミドリカスミカメの発生が多く確認され、平均すくい取り虫数は 34.5 頭（平成：10.9 頭）と多い（図 3）。
 - イ. 水田内におけるすくい取り調査の結果、斑点米カメムシ類の発生確認地点率は 34%（平成：25%）とやや高く、平均すくい取り虫数は 1.4 頭（平成：0.9 頭）とやや多い。特に、水田内にイヌホタルイやノビエが残草している圃場において、発生が多く確認されている（図 4）。
 - ウ. 向こう 1 か月の気温は高いと予報されており、斑点米カメムシ類の活動が活発になると推測される。
- 5 防除対策
 - ア. 薬剤散布は穂揃期および穂揃期 7～10 日後の 2 回を基本とし、徹底する。なお、出穂期が早まると予想されているので、圃場の出穂状況を確認し適期に防除を実施する。
 - イ. 薬剤散布は広域で一斉に実施することで高い効果が期待できるため、地域ぐるみで実施する。
 - ウ. 近年、8 月後半以降の加害リスクが増加傾向にあるので、穂揃期 7～10 日後の薬剤散布（基本防除 2 回目）を実施後に水田内のすくい取り調査を行い、斑点米カメムシ類の飛来・生息が確認された場合は、基本防除 2 回目の防除から 7～10 日後に補完防除を実施する。
 - エ. 水田内にイヌホタルイやノビエが多い圃場では、斑点米カメムシ類の水田内での発生が多くなるので注意する。
 - オ. 水田周辺の雑草対策は、水稻の出穂期前後に行うと斑点米カメムシ類の水田侵入を助長するので原則行わない。やむをえず草刈りを実施する場合は、薬剤散布直前に実施する。または、「山形県病虫害防除基準」を参照し、対象薬剤を選定の上、薬剤散布後 1 週間以内に実施する。
 - カ. 薬剤抵抗性出現を防止するため、同一系統の薬剤の連用を避ける。

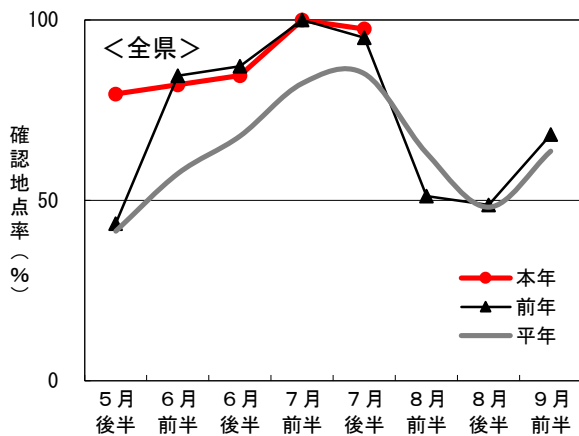


図1 畦畔・農道等における
斑点米カメムシ類の発生確認地点率

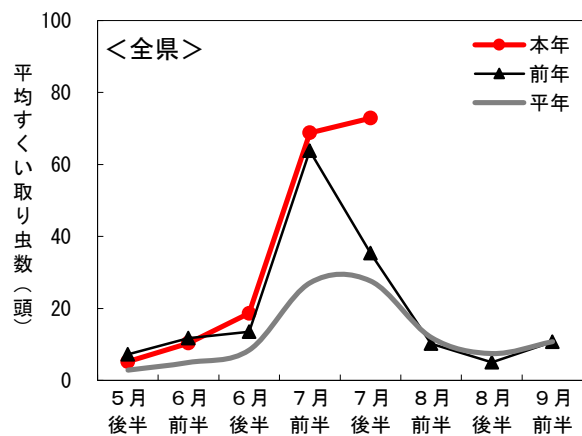


図2 畦畔・農道等における
斑点米カメムシ類の平均すくい取り虫数

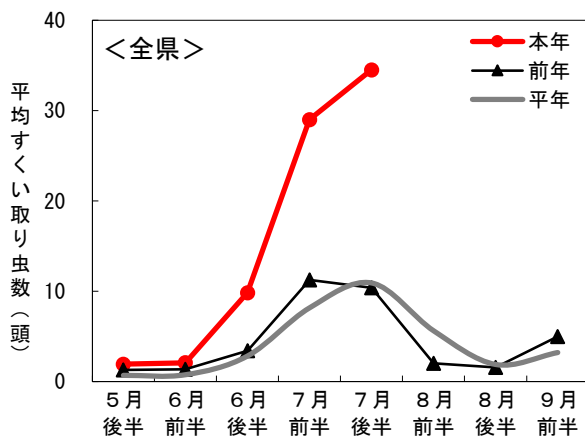


図3 畦畔・農道等における
アカヒゲホソミドリカスミカメの
平均すくい取り虫数

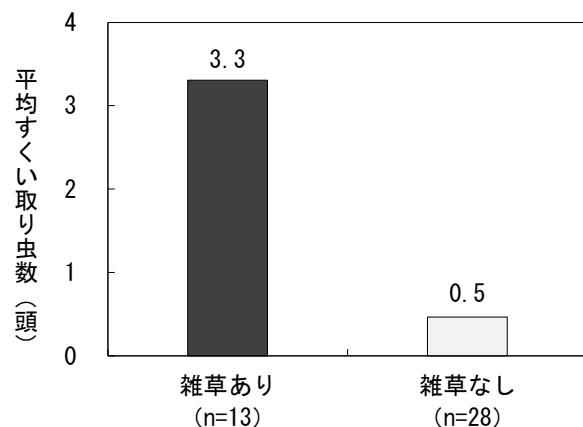


図4 水田内雑草発生有無別における斑点米
カメムシ類の平均すくい取り虫数



写真1 アサスジカスミカメ



写真2 アカヒゲホソミドリカスミカメ

山形県農薬危害防止運動実施中（実施期間 令和8年6月1日～8月31日）

農薬の使用に当たっては、**農薬使用基準（収穫前使用日数、使用回数など）を遵守する**とともに、周辺圃場の農作物や住宅地等へ飛散しないよう十分留意する。

また、広域的に防除を行う場合は、学校等公共施設、周辺住民、養蜂家等への防除計画の事前周知に努めるとともに、防除従事者は防除衣等の着用や体調管理に努める等、農薬使用による危害防止対策を徹底する。

山形県病害虫防除所

本 所
庄内支所

TEL 023-644-4241

TEL 0235-78-3115

FAX 023-644-4746

FAX 0235-64-2382

山形県病害虫防除所トップページ
農作物有害動植物発生予察情報

<https://agrin.jp/theme/byogaichubojosho/index.html>

https://agrin.jp/theme/safe_products/yosatsu/index.html